

# 小山市生垣設置費用助成金交付制度をご利用するにあたって

小山市 公園緑地課

## 1. 生垣の定義について

小山市生垣設置費用助成金交付制度に書かれている『生垣』とは、竹・木等を補助材として用いた、高さがほぼ均一な樹木を列状に植栽した垣根のことをいいます。

## 2. 助成の対象となる生垣について

市民又は事業者が本市域内の住宅、事業所等の敷地内に次の条件に該当する生垣を設置する場合同じります。

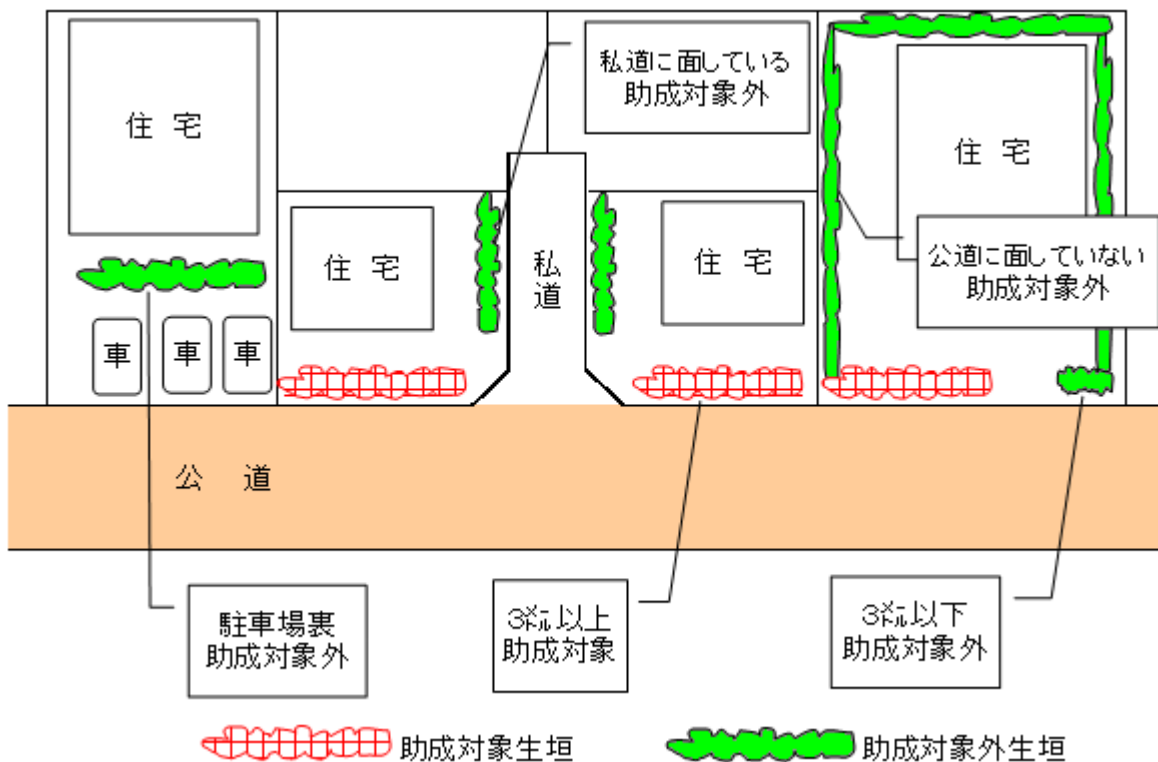
既に設置してある生垣については対象となりませんので、お間違えないようお気を付け下さい。

ただし、販売を目的に所有し、又は使用する場合同じ、公共事業により物件移転補償されている場合同じは対象となりません。

また、同一敷地内における助成金の交付は1回のみとなります。

(1) 生垣の全部、又は一部が公衆用道路に面し、その長さが連続して3メートル以上のものが対象となります。

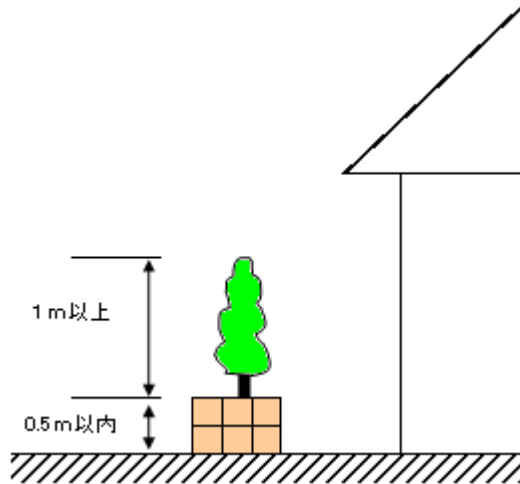
なお、公衆用道路には、個人所有の道路（私道）は含まれません。



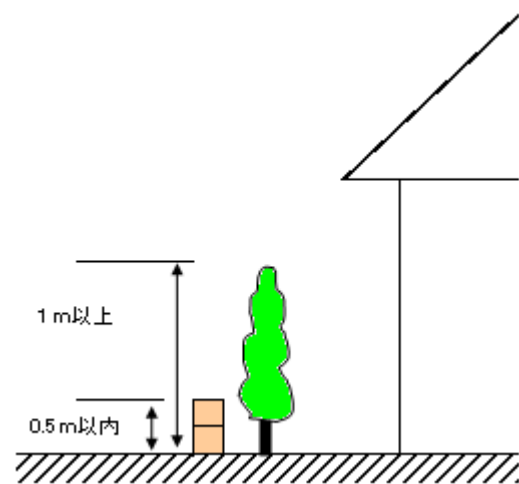
(2) 盛土又は構築物に生垣を設置する場合の地上高は、公衆用道路面より0.5メートル以内で、生垣の前面に0.5メートル以上の構築物（生垣を遮へいするもの）が無いものが対象となります。

(参照：図①～⑤)

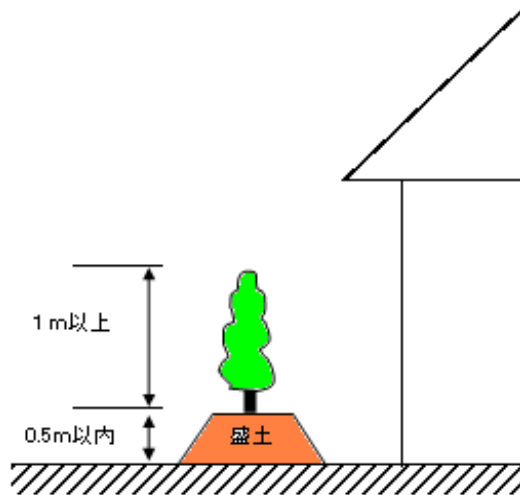
① 0.5m以内の構築物の上に設置する場合



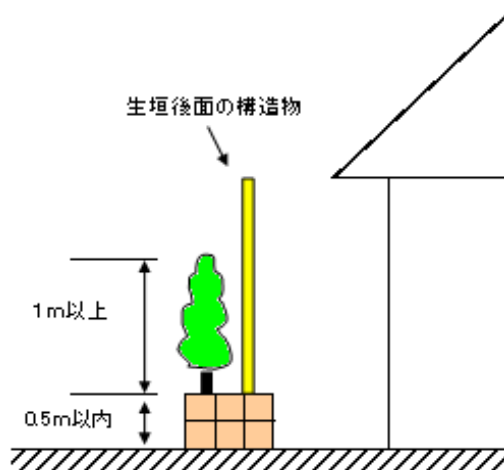
② 0.5m以内の構築物の後ろに設置する場合



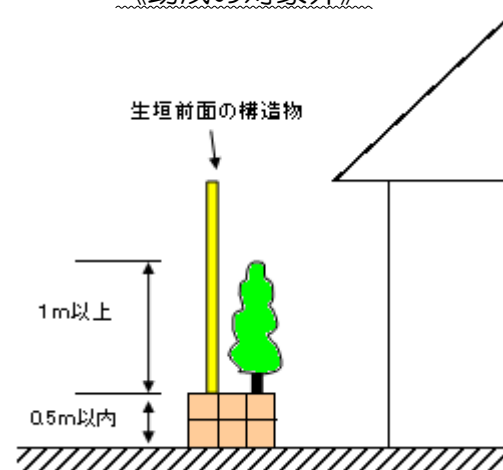
③ 0.5m以内の盛土の上に設置する場合



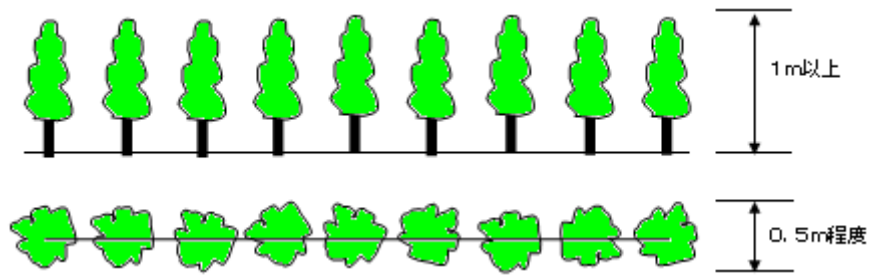
④ 生垣の後面に構築物がある場合



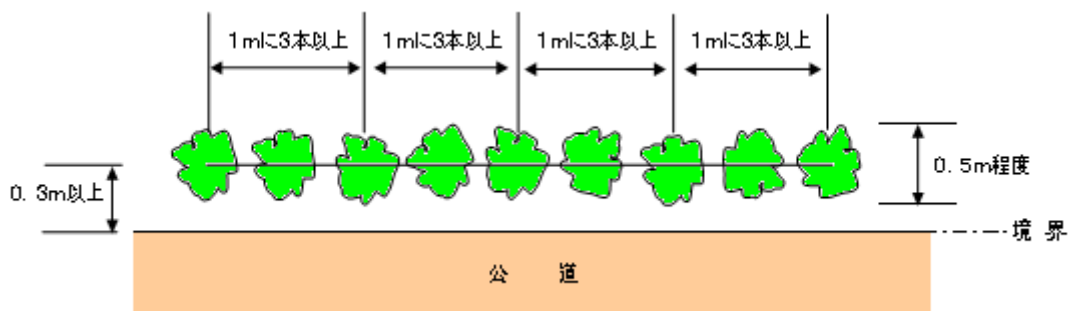
⑤ 生垣の前面に構築物がある場合  
《助成の対象外》



(3) 生垣の高さは地上 1メートル以上で、植栽幅が0.5メートル程度に保てること  
が対象となります。



(4) 植栽する樹木の標準の本数は、延長 1メートル当たり 3本です。また植栽位置は  
道路境界から 0.3メートル以上後退したものが対象となります。



### 3. 助成金額について

助成対象生垣	助成金額
新たに設置する生垣	工事費の1/2以内で 50,000円を限度とする。
既存の石塀、ブロック塀等を取壊して設置する生垣	工事費の1/2以内で 70,000円を限度とする。

※1,000円未満の端数は切り捨てになります。

#### (1) 新たに設置する生垣の場合

書類と共に提出する見積書の内容から、助成対象部分の生垣部分の工事費を抽出した上で、助成金額を算定してください。

#### (2) 既存の塀等を取壊して設置する生垣の場合

書類と共に提出する見積書の内容から、助成対象部分の生垣部分の工事費と助成対象部分の既存塀部分の撤去費の合計を抽出して、助成金額を算定してください。

既存塀の取壊し費用が小さくても取壊しが含まれる場合は、助成金の上限額は70,000円までとなります。

#### 4. 生垣に適した樹種（助成対象の生垣の例）

区 分	適 し た 樹 種
刈り込みのきく生垣	カイズカイブキ、アラカシ、ウバメガシ
花を楽しむ生垣	（普通生垣） ツバキ、サザンカ、キンモクセイ、クチナシ、ムクゲ （花生垣） ツツジ、サツキ、ジンチョウゲ、ツバキ、サザンカ、ヤマブキ、ユキヤナギ、レンギョウ
実を楽しむ生垣	（普通生垣） サンゴジュ、ピラカンサ、セイヨウヒイラギ （自然生垣） アオキ、ナンテン、ウメモドキ、ニシキギ
葉を楽しむ生垣	（新緑の美しい生垣） マサキ、カエデ、ドウダンツツジ、カナメモチ （紅葉の美しい生垣） ナンテン、ドウダンツツジ、ニシキギ、テイカカツラ （葉の形を楽しむ生垣） ヤツデ、アケビ、セイヨウヒイラギ、ヒイラギ、ナンテン
芳香を楽しむ生垣	ジンチョウゲ、ライラック、ロウバイ、スイカツラ、バラ類、クチナシ、キンモクセイ
タケ類を楽しむ生垣	カンチク、クロチク、ダミョウチク、シノダケ、クマザサ
混植を楽しむ生垣	アベリア、イヌツケ、キャラボク、ドウダンツツジ、ヒイラギ、シャリンバイ